

「(仮称) 浦添市中小企業・小規模企業振興基本条例(案)」に対するご意見と市の考え方について

1. パブリックコメントの概要

- ①実施期間：平成28年8月8日(月)から8月19日(金)まで
- ②実施方法：所定様式に記入の上、郵送、FAX、電子メール、閲覧場所持参のいずれか
- ③閲覧場所：市ホームページへの掲載、産業振興課窓口
- ④意見数：メール1件

2. ご意見の内容・市の考え方

該当箇所	ご意見・理由等	考え方
<p>第4条</p>	<p>①中小企業者・小規模企業者の経営の革新及び創業の促進を図ること または 中小企業者・小規模企業者の創造的な事業活動及び円滑な事業継承並びに市民の創業を支援することを追加挿入することを求めます。 ※理由：マーケットの著しい変化の中、事業者にも革新が求められる。また、創業の支援も必要不可欠と考える。よって、追加挿入をぜひお願いします。</p> <p>②観光サービスの発展及び観光需要の創出により、市内消費の拡大を図ることの追加挿入を求めます。 ※理由：今後の浦添市には観光産業の発展が不可欠である。あえて今後のキンザー返還やてだこ浦西駅周辺開発を考えて、明確に観光についての文言を挿入することを求めます。</p> <p>③第4条(10)ものづくりの振興を図ることについては、続けて、及び工芸産業等の活性化を図ること。の追加挿入を求めます。 ※理由：うらそえ織りを成功させるためにも、あえて工芸産業の活性化を追加挿入をお願いします。</p>	<p>(基本的施策)</p> <p>①について 「経営の革新」「創業の促進」「創造的な事業活動」「円滑な事業継承」「市民の創業」については(1)～(7)の各号に含まれると考えておりますが、「創業の促進」については、改めて、第4条の1項目表記を検討します。 「市民の創業」については、「市民」と断定することはせず、市内での創業、市民の創業をすべて網羅した内容として考えます。</p> <p>②について (8)の地域資源の利活用による産業・観光の発展及び創出により、市内消費の拡大を図ることに含まれていると考えます。</p> <p>③について (10)ものづくりという表現に工芸産業等も含まれていると考えます。</p>

<p>第 11 条</p>	<p>(学校の役割)</p> <p>第 11 条学校は、中小企業者、小規模企業者の事業活動の文言に対し学校は、<u>児童及び生徒に対し</u>、中小企業者・小規模企業者の事業活動下線ヶ所の挿入を提案します。</p> <p>※理由：現在の 16 小中学校の教材、学用品は、浦添市外からの業者から購入されている。これは、市内企業者の浦添市の発展に貢献している企業者がいるということを明確にするためにも、<u>児童及び生徒に対し</u>の挿入を提案します。</p>	<p>(学校の役割)</p> <p>第 11 条について、児童生徒に対するものだけでなく、教師、保護者も含む考えであった事から、児童・生徒及び保護者に対しに変更検討します。</p> <p>また、物品購入については、第 12 条第 2 項の市民の理解と協力に含まれていると考えます。</p>
<p>第 12 条</p>	<p>(市民の理解と協力)</p> <p>第 12 条 3. 市民は、地域社会とともに歩む中小企業者・小規模企業者と共生する視点に立ってその経営や社会貢献に関心を持つよう務めるものとする。追加挿入を求めます。</p> <p>※理由：市内企業者の浦添市の発展に貢献している企業者がいるということを明確にするためにも、3 の挿入を提案します。</p>	<p>(市民の理解と協力)</p> <p>第 12 条 3 について 第 12 条第 1 項の役割の重要性を理解し、に含まれると考えます。</p>
<p>第 13 条</p>	<p>(中小企業・小規模企業振興会議)</p> <p>第 13 条 3 市長は、振興会議において、振興施策の実施状況を<u>報告するもの</u>とする。</p> <p>下線の報告するを公表するに変更を提案します。</p> <p>※理由：公表という文言がより市民へ公開できる。報告では委員止まりになると考える。</p> <p>第 13 条 4 へ (意見の反映等) を強く追加挿入を求めます 例えば、市長は、振興施策の策定にあたっては、当該施策に中小企業者・小規模企業者その他の関係者の意見を反映させるため、中小企業者・小規模企業者その他の関係者に対し、当該施策に関する情報及び意見の交換の促進を図るための措置を講じなければならない。</p> <p>※理由：市は、中小企業者・小規模企業者の実態を把握し、意見を施策に反映するよう務めることを明確にする！！効果的な施策（事業）への反映が大きく期待できる！ 市の逃げ道を作らないためにも挿入を求めます！！</p>	<p>(中小企業・小規模企業振興会議)</p> <p>第 13 条 3 第 13 条は、振興会議に対する条項である事から現行の通りとし、公表については、別条項で規定することを検討します。</p> <p>第 13 条 4 意見の反映等に関しては、第 13 条に規定する振興会議において、施策の審議、調査及び研究等を実施することから、意見の反映も当該条項に含まれると考えます。</p>